

食安輸発0331第3号
平成27年3月31日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品に係る添加物の自主検査について

標記については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）に基づき、これまでの検査実績等を踏まえ、リスクベースでの自主検査の頻度について検討を実施してきたところです。

この検討の結果、今後、継続的に輸入される食品中の添加物については、同一原材料、同一製造工程及び同一製造所において製造したことが確認できる別紙が輸入届出時に提出された場合、過去に実施した自主検査の結果を引き続き受け入れることとしました。

つきましては、この運用について関係事業者等へ周知するとともに、適切な指導方よろしくをお願いします。

なお、検査命令及び別途通知されている検査強化品等については、この限りではないことを申し添えます。

添加物の使用に係る説明書

当該食品の過去の輸入実績は、以下のとおりです。
 なお、以下食品と原材料及び製造工程等に一切変更はありません。

年 月 日

輸入者
 住所
 氏名

印

○ ○ 検疫所長殿

品名	
積込数量及び重量	
届出受付番号※1	
到着年月日	
船名及び便名	
検査実績のある 輸入届出番号	
確認方法※2	<input type="checkbox"/> 原材料が一切変更されていないことが確認できる書類 <input type="checkbox"/> 製法が一切変更されていないことが確認できる書類 <input type="checkbox"/> 添加物の種類、使用方法及び使用量等が一切変更されていないことが確認できる記録等の書類 <input type="checkbox"/> 輸出国の検査機関等による検査の結果 <input type="checkbox"/> その他 <div style="text-align: center;"> [</div>

※1 電子情報処理組織を使用した届出の場合にのみ記入する。

※2 確認を行った結果については、検疫所からの要請に応じて速やかに提出すること。